令 和 7 年

舞鶴市議会9月定例会議案

第74号議案(追加)

提 出 議 案 一 覧 表

議	案	番	号	件	名	掲載頁
第	7 4	号 議	案	教育委員会委員の任命について		1

第74号議案

教育委員会委員の任命について

下記の者を舞鶴市教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び 運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 4 条第 2 項の規定により議会の同意 を求める。

記

田中寛之

令和7年10月7日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

教育委員会委員を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第4条第2項の規定により提案する。 参考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号) 抜 粋

(任命)

第4条 (第1項 略)

- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、 学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、 地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分 の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。
- 5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項第2号及び第5項において同じ。)である者が含まれるようにしなければならない。(任期)
- 第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 教育長及び委員は、再任されることができる。 (兼職禁止)
- 第6条 教育長及び委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員(教育委員会にあつては、教育長及び委員)若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。